

大津市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務及び特定保健指導等業務 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務及び特定保健指導等業務の委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務及び特定保健指導等業務

(2) 業務内容

大津市国民健康保険加入者に対する特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨及び特定保健指導（対面及びＩＣＴ）の実施。詳細は、大津市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務及び特定保健指導等業務委託仕様書のとおり。

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

3 予算額

上限価格 26,618,900円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

令和8年度 19,095,780円

令和9年度 7,523,120円

4 実施形式

公募型とする。

5 スケジュール

令和8年1月23日	（金）	公募開始
令和8年2月 3日	（火）	質疑受付締切
令和8年2月13日	（金）	質疑に対する回答
令和8年2月24日	（火）	参加申込書・企画提案書等の提出締切
令和8年3月 9日	（月）	参加資格審査の結果通知
令和8年3月18日	（水）	プレゼンテーション審査
令和8年3月27日	（金）	プレゼンテーション審査結果通知

6 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる

要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関の登録をしている者であること。
- (9) 直近3年間において、特定健康診査受診率向上対策業務と同程度の業務を受託し、誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）が複数回あること。
- (10) 直近3年間において、特定保健指導業務を受託し、誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）が複数回あること。

7 説明会

開催しない。

8 質疑・応答

(1) 提出方法

本事業の質疑は、簡易な事項を除き、別添の質問書（様式6）を電子メールに添付して健康推進課へ提出すること。メール件名に「プロポーザル質問、送信年月日、商号又は名称」を必ず記載し、送信後は必ず電話等で送信した旨を連絡すること。簡易な事項を除き、郵便、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年2月3日（火）午後5時まで。なお、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

（3）提出先

大津市健康福祉部保健所健康推進課健康支援係

電話 077-528-2742（直通）

電子メール otsu1402@city.otsu.lg.jp

（4）回答方法

大津市ホームページに掲載する。

（5）回答予定日

令和8年2月13日（金）

9 参加申込の手続き

（1）提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで

（2）提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、（か）に掲げる書類は、原本1部及び副本（複写可）7部を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 特定健康診査受診率向上対策業務に係る実績調書（様式3-1）

エ 特定保健指導等業務に係る実績調書（様式3-2）

オ 特定健康診査受診率向上対策業務及び特定保健指導等業務に係る実施体制（様式4）

カ 企画提案書（様式5）

キ 会社概要（任意の様式）

ク 価格見積書（令和8年度及び令和9年度分）（別紙1参照）

（3）提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は、提出期限までの間で、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除いた平日午前9時から午後5時までに下記提出先に提出することとする。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和8年2月24日（火）必着とする。なお、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（4）提出先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階

大津市健康福祉部保健所健康推進課健康支援係

（5）参加資格審査の結果通知

参加申込みした者の参加資格を実施要領に基づき審査し、令和8年3月9日（月）までに、参加資格審査結果通知書を、全ての申込者に電子メール及び文書により通知する。

（6）企画提案書等作成に当たっての留意事項

- ア 提案できる数は、1者当たり1案とする。
- イ 企画提案書は必ず様式5の通り作成するものとし、用紙サイズはA4判両面印刷で提出すること。その他に添付資料がある場合は、A4もしくはA3に限り添付を可能とする。
- ウ プレゼンテーション審査においては、提案事業者を匿名にして審査を行うため、企画提案書には事業者の商号又は名称、代表者や担当者の氏名等、事業者が特定される情報を記載しないこと。記載されている場合は、該当部分を黒塗りにするなどの処理を行うこと。
- エ 価格見積書については任意の様式で可。ただし、記載例（別紙1）を参考に作成すること。また、次の（ア）から（ウ）の事項に留意して見積書を作成すること。
- （ア） 見積内訳には、業務内容（受診勧奨はがき、動機付け支援、積極的支援等）ごとの1件あたりの単価を記入すること。
- （イ） 見積金額については、第3項の総額及び各年度の上限額以内とすること。
- （ウ） 見積金額の積算は、下記a、bに記載する各業務の1件あたりの従量単価に予定数（各年度分）をそれぞれ乗じ、合計した額とする。特定保健指導について、対面での保健指導とICTを活用した保健指導で単価が異なる場合は、予定対象者数を分けて積算すること。その他、必要な費用についても計上し合算する。
- a 令和8年度
- | | |
|------------------------|---------|
| （a） 特定健診受診勧奨はがき | 45,000通 |
| （b） 特定健診受診勧奨SMS通知 | 4,900通 |
| （c） 特定保健指導（動機付け支援）初回面接 | 114人 |
| （d） 特定保健指導（動機付け支援）実績評価 | 41人 |
| （e） 特定保健指導（積極的支援）初回面接 | 25人 |
| （f） 特定保健指導（積極的支援）継続支援 | 2人 |
| （g） 特定保健指導（積極的支援）実績評価 | 2人 |
| （h） 特定保健指導利用案内一式の作成 | 3,000部 |
| （i） 特定保健指導利用勧奨（電話勧奨） | 1,000人 |
- b 令和9年度
- | | |
|---------------------------------|--------|
| （a） 特定保健指導（動機付け支援）実績評価（R8面接実施分） | 73人 |
| （b） 特定保健指導（積極的支援）継続支援（R8面接実施分） | 23人 |
| （c） 特定保健指導（積極的支援）実績評価（R8面接実施分） | 23人 |
| （d） 特定保健指導（動機付け支援）初回面接 | 150人 |
| （e） 特定保健指導（動機付け支援）実績評価 | 150人 |
| （f） 特定保健指導（積極的支援）初回面接 | 35人 |
| （g） 特定保健指導（積極的支援）継続支援 | 35人 |
| （h） 特定保健指導（積極的支援）実績評価 | 35人 |
| （i） 特定保健指導利用案内一式の作成 | 2,500部 |
| （j） 特定保健指導利用勧奨（電話勧奨） | 2,500人 |
| （k） 報告書の作成 | 一式 |

10 審査方法

(1) 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、書面審査及びプレゼンテーション審査とし、審査基準によりプロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア 実施日 令和8年3月18日（水）

イ 説明時間 20分以内

ウ 質疑応答 10分以内

エ 参加人数 3人以内（担当者及び責任者は必ず出席してください。）

※ 時間・場所等は別途、通知する。

※ 応募数により、日時等を変更する場合がある。

※ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したプロジェクトを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による項数の変更及び構成の変更は妨げない。

※ プレゼンテーション審査においては、提案事業者を匿名にして審査を行うため、パワーポイントのスライドや配布物には、事業者の商号又は名称、代表者や担当者の氏名等、事業者が特定される情報を記載しないこと。記載されている場合は、該当部分を黒塗りにするなどの処理を行うこと。

(2) 審査項目及び審査内容

選考に当たっては、企画提案書類等及びプレゼンテーションをもとに、以下の審査内容で評価し、採点する。なお、採点は、次の事項に応じて行う。

ア 記名式とする。

イ 配点は項目ごとに設定し、委員1人当たりの持ち点は120点とする。

ウ 全審査項目にかかるプロポーザル審査委員全員の採点の合計が、配点合計の120分の72以上かつ評価点に0点がない事業者の中から、合計得点の最も高い事業者を受託候補者とする。

審査項目	審査内容	配点
提案方針等	提案の趣旨 期待できる成果 提案の特徴及び独自性 付加提案内容 アピールポイント等	10
業務実施体制	保健指導に従事する人員（人数や職種、研修受講状況）構成及び配置	6
危機管理体制	事故・トラブル等発生時の対応体制 苦情発生時の対応体制	4
個人情報管理	個人情報の管理体制 個人情報保護方針の内容	10
事業費用	積算の内訳及び金額	10

特定健診受診勧奨の実施内容	過去の受診勧奨事業実施実績 勧奨対象者の選定 受診勧奨方法等	25
特定保健指導利用勧奨の実施内容	利用案内の内容等 電話による利用勧奨の内容等 その他利用者を増やす取組等	25
特定保健指導の実施内容	利用者の利便性 保健指導のプロセスと保健指導技術 2回目以降の利用者への支援 保健指導の未実施者及び中断者への支援 保健指導により改善につながったこれまでの事例	25
報告書の内容	事業の効果検証方法 課題を明確化する手法	5
合計		120

1.1 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期

令和8年3月27日（金）を予定

1.2 契約の締結

審査により受託候補者となった者は、本業務について健康推進課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったら、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。なお、選定した候補者との契約が成立しない場合は、順次下位候補者と交渉を行う。

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、軽易なものを除き認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

1.4 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルの応募に要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の申し出

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなつた場合は、速やかに書面（様式は任意）により、健康推進課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和8年度の当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。なお、第2項3号に規定する期間にかかわらず、令和8年度において本件契約に係る歳出予算が減額又は削除があった場合は、本件契約を解除することがある。

1 6 問合せ先

〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階

大津市健康福祉部保健所健康推進課健康支援係

担当：守崎、谷仲、中谷

電話 077-528-2742 (直通)

電子メール otsu1402@city.otsu.lg.jp